

小牧市監査公表第4号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第4項の規定に基づき定期監査を実施したので、同条第9項の規定によりその結果について公表する。

令和6年2月29日

小牧市監査委員 梅村圭輔

小牧市監査委員 河内伸一

定期監査の結果について

第1 監査の対象及び実施期間

上下水道部

上下水道経営課、上下水道業務課、上下水道施設課

対象期間 令和5年4月1日から令和5年9月30日までの所管業務

実施期間 令和5年10月26日から令和5年12月22日まで

第2 監査の方法

小牧市監査基準に準拠し、共通する収入・支出事務、契約事務、財産管理等の財務事務及び所管する個別の事業において、それぞれ抽出による関係書類や監査資料等を調査するとともに、関係職員から説明を求め、財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理が法令に適合し、正確で、最少の経費で最大の効果を挙げるようにし、その組織及び運営の合理化に努めているかに主眼をおいて監査を実施した。

第3 監査の結果

監査を実施した範囲においての各所管の事務処理状況については、一部の是正・改善を要する事項を除き、適正に執行されていると認められた。なお、軽微な事務の誤りについては、その都度是正指導を行った。

各所管の監査の結果及び意見は次のとおりである。

【上下水道部】

《 上下水道経営課 》

指摘事項なし

《 上下水道業務課 》

指摘事項なし

《 上下水道施設課 》

指摘事項

- ・ 庶務事務について
日当が支給されていなかったもの

意見

(水道事業)

- ・ 地震などの災害時でも安定した給水を確保するためには管路の更新が必要であり、その費用は多額となることに加え、近年は給水収益が減少傾向にあることから、水道事業の資金状況はますます厳しいものになると想定される。

下水道事業は使用料改定の検討に着手されているが、水道事業においても今後、料金改定が必要となってくる。水道事業、下水道事業ともに収支改善を図ることができ、かつ改定内容や時期等に関しては両事業ともに市民への丁寧な説明が必要となることから、下水道事業と連携・調整を図り、準備を進められたい。

- ・ 給水装置工事の申込から給水開始に至るまでの様々な事務処理に関してチャート図を作成し、それに基づき事務を実施されている。進捗状況に

については職員間で情報共有できるよう台帳にて一括管理し、各担当の処理が終了した段階で随時、台帳に入力する方法をとるなど、処理漏れが発生しないよう事務を進めているとのことである。引き続き職員間での情報共有及び複数人での確認等を遂行し、適正な事務処理を実施されたい。

(下水道事業)

- ・ 下水道事業の健全な事業運営のため、適正な使用料収入についての諮問を受けた上下水道事業経営審議会においては、収支構造の適正化に向けた具体的な取組や実施時期についてのロードマップの検討及び下水道使用料体系の検討を進められている。

引き続き、審議内容をはじめとした各種情報を積極的に公開することにより、市民の理解が進むよう努められたい。

- ・ 下水道使用料の回収においては、水道料金と共に業務を委託されているが、未収となった使用料の回収或いは未収を防ぐ対策のノウハウを確立され、現在の水準を維持・向上できる体制を整えられたい。